

岐阜県公報

第 三 百 五 十 三 号
令 和 四 年 十 二 月 二 日

(金 曜 日)

目 次

公 示

開発行為の工事の完了

(建 築 指 導 課) 四 七 九

公 示

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

令和四年十二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火 曜 日)
(金 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)
(と き は 翌 日)

令 和 四 年 十 二 月 二 日

| | | |
|--|---|--|
| <p>開発許可(変更許可)番号及び年月日</p> <p>岐阜県指令岐西建築第一三四号の四 令和 四・三・一一 〔岐阜県指令岐西建築第一六六号の六〕 令和 四・五・二三</p> | <p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p> <p>羽島郡岐南町伏屋二丁目一五四番及び一五五番</p> | <p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p> <p>岐阜県羽島郡岐南町伏屋二丁目一八〇番地 城南運輸株式会社 代表取締役 中 島 由 貴</p> |
| <p>岐阜県指令岐西建築第一五八号 令和 四・九・一六</p> <p>岐阜県指令岐西建築第四二号の六 令和 三・三・一六 〔岐阜県指令岐西建築第一四四号の四七〕 令和 四・五・一六</p> | <p>本巣郡北方町芝原東町三丁目六番</p> <p>【第一工区】 安八郡輪之内町楡俣字郷蔵下一一八四番一の一部外一四八筆及び輪之内町所管法定外公共物(道路) 【第二工区】 安八郡輪之内町楡俣字一色一五二六番一の一部外八三筆及び輪之内町所管法定外公共物(道路)</p> | <p>岐阜県羽島郡岐南町上印食八丁目八二番地 大丸開発株式会社 代表取締役 白 井 泉</p> <p>岐阜県安八郡輪之内町四郷二五三〇番地の一 輪之内町土地開発公社 理事長 荒 川 浩</p> |

令和四年十二月二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社